

奈良県スポーツ少年団指導者協議会規程

(総 則)

第1条 この規程は、奈良県スポーツ少年団本部規程第18条に基づき、奈良県スポーツ少年団指導者協議会（以下「本会」という。）を設置する。

第2条 本会の事務局を「公益財団法人奈良県スポーツ協会事務局内」におく。

(目 的)

第3条 本会は、奈良県スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）相互の連帯と資質の向上ならびに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(事業の内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の協議と事業を行う。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること
- (3) 指導者の地位の向上ならびに安全対策に関すること
- (4) 指導者・リーダー育成対策及びリーダー育成組織に関すること
- (5) リーダー会各種事業の運営に関すること
- (6) 県スポーツ少年団活動の推進に関すること
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事項

(構 成)

第5条 本会は、奈良県スポーツ少年団本部役員2名及びスタートコーチインストラクター資格保有者、各市町村スポーツ少年団指導者協議会から代表1名（スタートコーチインストラクター）の委員をもって構成する。

ただし、指導者協議会が組織されていない或いはスタートコーチインストラクター資格保有者のいない場合は、それに替わる代表1名（JSP0公認スポーツ指導者）を選任する。

(役 員)

第6条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 若干名

(役員を選任及び任務)

- 第7条 1 会長は奈良県スポーツ少年団本部副本部長があたる。
副会長のうち1名は奈良県スポーツ少年団本部役員があたり、他は委員の中から奈良県スポーツ少年団本部長がこれを指名する。
- 2 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
 - 3 会長は、日本スポーツ少年団及び近畿ブロックスポーツ少年団指導者協議会の県代表となる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 運営委員は、本会に諮って会長が指名する。

(任 期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議) 委員総会

第9条 委員総会は、第5条の委員をもって構成する。

第10条 委員総会は会長が招集し、議長となる。

第11条 委員総会は、この規程に定める事項及び本会の目的達成にかかわる事項で、役員が付議したことがらについて協議するものとする。

第12条 委員総会は毎年1回以上開催するもの。

(会 議) 運営委員会

第13条 運営委員会は第6条の役員をもって構成する。

第14条 運営委員会は必要に応じて会長が招集し、議長となる。

第15条 運営委員会は重要事項を審議する。

(運 営)

第16条 1 本会の運営は、県本部の指導者協議事業費をもって行う。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(規程の変更)

第17条 この規程は、本会の合意を得たのち、奈良県スポーツ少年団本部総会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は、平成 8年5月31日から施行する。

この規程は、平成24年6月 9日から施行する。

この規程は、平成25年3月16日から施行する。

この規程は、平成25年7月13日から施行する。

この規程は、令和 2年4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年4月 1日から施行する。